

特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ

福岡県特定（産業別）最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金名	1時間	効力発生日
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	824円	平成22年12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	782円	
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金	805円	
福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金（※1）	755円	
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金	797円	
福岡県各種商品小売業最低賃金（※2）	710円	平成14年12月10日（※3）

（※1）、（※2）

衣、食、住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものを百貨店、総合スーパー、従業者が常時50人未満のものを各種商品小売業と言います。

（※3）

各種商品小売業最低賃金は、平成15～22年の間金額が改定されていません。

これらの特定（産業別）最低賃金に該当しない産業は、平成22年10月22日から改定されています**福岡県最低賃金（1時間692円）**が適用されます。

【問合せ先】 福岡労働局労働基準部賃金課 ☎092・411・4578

【事業主の皆様へ】

高校生の求人が大変不足しています！
採用枠の拡大の検討をお願いします！

新規学校卒業者の就職環境は、昨年度に引き続き厳しい状況が継続しています。

平成23年3月高等学校卒業予定の就職希望者7188名のうち、福岡県内での就職希望者は6001名と約83%の生徒が地元での就職を希望しています。

一方、新規高等学校卒業予定者を対象とする県内求人数は、平成22年7月末現在、3664人で前年同月比の約11%減、前々年度同月比約50%減と大変厳しい状況になっています。

昨今の景気状況から、採用枠の拡大に慎重な企業も多数あると存じますが、これから新たに社会に出ようとする学生・生徒が、希望を持って就業生活に踏み出せるよう、新規学校卒業者の採用について、今一度ご検討いただき、管轄のハローワークに求人のお申込みをお願いいたします。

厚生労働省福岡労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

問合せ先 ハローワーク飯塚

☎24・8643